

奈良県ウェブアクセシビリティ ガイドライン

第1版

奈良県

2017年11月6日

もくじ

1. はじめに

- (1) 本ガイドラインの目的
- (2) 本ガイドラインの適用範囲
- (3) ウェブアクセシビリティについて
- (4) 根拠とする規格等
- (5) 配慮の対象となる利用者
- (6) ウェブアクセシビリティ対応状況の検証について
- (7) 前提となる注意点
- (8) 企画・制作上の注意点
- (9) 個別遵守事項に関する注意点

2. 個別遵守事項

- (1) コンテンツの制作について
 - 1) 横スクロールが発生しないよう、ページ幅を配慮する。
 - 2) ページの長さについて、利用者の負担とならないよう配慮する。
 - 3) フォルダ名、ファイル名は半角英数字を用い、簡潔に表現する。
 - 4) ファイルサイズを小さくする。
 - 5) 適切なページタイトルを設定する。
 - 6) 文書には見出しの種類、箇条書きを適切に使い分ける。
- (2) ウェブサイト内の移動について
 - 1) リンクは相互の間隔を十分に取り、大きな面積を確保する。
 - 2) リンクは識別と選択のしやすさに配慮する。
 - 3) リンクの表現は、リンク先を予測できる内容にする。
 - 4) HTML 以外のファイルにリンクを設定する場合は、分かりやすさに配慮する。
 - 5) リンクは原則として別ウィンドウを開く設定にしない。
 - 6) 複数の経路でページに到達できるようにする。
- (3) 情報の内容について
 - 1) 規格及び仕様等に準拠する。
 - 2) 新着情報は、適切に管理する。
 - 3) 掲載期間の過ぎた情報は掲載しない。
 - 4) 分かりやすい文章で表現する。
 - 5) 読みの難しい言葉は、読み方を明示する。
 - 6) カタカナ文字、外国語、専門用語、省略語、流行語を多用しない。
 - 7) 文字の色はウェブセーフカラーを用いる。
 - 8) 文字の色と背景の色には、十分なコントラストを確保する。
 - 9) 文字サイズ、フォント、行間は指定しない。

- 10) 色のみに依存した情報提供はしない。
 - 11) 形または位置のみに依存した情報提供はしない。
 - 12) 日付、時刻、通貨単位は、漢字表記を基本とする。
 - 13) 機種依存文字は使用しない。
 - 14) 単語の途中にスペースや改行を入れない。
 - 15) 画像、リンク画像には適切な代替テキストを用意する。
 - 16) 画像化された文字はできる限り使用しない。
 - 17) データを表すための表組みは分かりやすく構成し、レイアウトのために表組みを使用しない。
 - 18) 変化する画像、移動及び点滅するテキストは極力使用しない。
 - 19) 利用者からの問い合わせ方法を記述する。
- (4) 掲載するファイル等について
- 1) Flash は原則として使用しない。
 - 2) ダウンロードデータのみによる情報提供は行なわない。
 - 3) PDF は極力使用せず、使用する場合は作成方法、提供方法に配慮する。
 - 4) 音声および映像で情報を提供する場合は、代替情報および伝える情報の内容をテキストや手話等で用意する。
 - 5) 音声および映像で情報を提供する場合は、利用者がコントロールできるようにする。
- (5) 入力や操作について
- 1) キーボードだけですべての操作が行えるようにする。
 - 2) 入力フォームは分かりやすく作成する。
 - 3) JavaScript を使用する場合は、様々な利用者に配慮する。

1. はじめに

(1) 本ガイドラインの目的

「奈良県ウェブアクセシビリティガイドライン」(以下、本ガイドラインという)は、日本工業規格 (JIS X 8341-3) を踏まえ、奈良県がウェブサイトにおいてさまざまな方が利用できるように、使いやすさに最大限配慮して情報提供を行なうため、ウェブページの作成において注意すべき点について、詳しく解説したものです。利用者と情報発信者が利用しやすいウェブサイトを構築することを、本ガイドラインの目的と位置づけます。

本ガイドラインは、JIS X 8341-3 に基づき、ウェブアクセシビリティに配慮したウェブサイトとするための作成の方針を解説しています。また、本ガイドラインにおいて各項目ごとに、対応する JIS X 8341-3 の項番を記載しています。

(2) 本ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、奈良県ウェブサイト(www.pref.nara.jp/)をはじめ、奈良県が運営するウェブサイト及びウェブシステムを対象とします。

(3) ウェブアクセシビリティについて

「ウェブサイトを利用するすべての人が、年齢や身体的制約・利用環境等にかかわらず、提供される情報を容易に利用でき、情報の入手やサービスを使用できること」をウェブアクセシビリティといいます。ウェブページの作成方法が原因で、利用者が情報やサービスを適切に利用できないという問題が生じないように、利用者誰もが等しく情報へアクセスできることに配慮しながら、ウェブページを作成し運営する考え方です。

(4) 根拠とする規格等

- JIS (日本工業規格)

「JIS X 8341-3: 2016『高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス— 第3部：ウェブコンテンツ』」

- 総務省

公共分野におけるウェブアクセシビリティの確保の取り組みの充実に関する調査研究報告書「みんなの公共サイト運営ガイドライン (2016 年度改定版)」

- W3C (World Wide Web Consortium)

ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン (WCAG) 2.0

(5) 配慮の対象となる利用者

本ガイドラインは、奈良県ウェブサイトを訪れるすべての利用者を配慮の対象とします。その中で、特に利用する際に問題が生じることの多い次の利用者について、

できる限りの配慮を行います。

- 視覚障害者
 - ▶ 全盲（目が見えない。音声読み上げソフトの利用者など）
 - ▶ 弱視（極めて見えにくい）
 - ▶ 色覚障害（色の違いが分かりづらい）
- 聴覚障害者（耳が聞こえない、聞こえにくい）
- 肢体不自由者（マウスやキーボードを操作することが難しい）
- その他配慮すべき利用者
 - ▶ 難しい漢字や複雑な文章を理解することが難しい利用者
 - ▶ ウェブサイトの利用に慣れていない利用者
 - ▶ 古いブラウザを使用している利用者
 - ▶ 通信速度が速くない環境で利用している利用者

(6) ウェブアクセシビリティ対応状況の検証について

ウェブアクセシビリティ対応状況については、マニュアルや CMS 機能のチェックツール等を使用し、作成・更新時はもとより、既存のコンテンツについても検証していきます。また、ウェブサイトやウェブコンテンツについて、必要に応じ、対応状況試験や意見募集を行い、問題点について検証し、改善に努めていきます。

(7) 前提となる注意点

- ウェブコンテンツに関する規格や技術仕様の遵守
 - ウェブコンテンツは、各種ブラウザや OS・支援技術（音声読み上げや拡大機能など）などとの連携によって利用者に提供されます。どのような方でも利用できるようにするためには、共通のルールに準拠して制作する必要があります。

【実例】

- HTML や CSS などは、W3C が発表しているウェブ標準に則って記述する。
- Flash や PDF など、特定企業が推進している技術は、それぞれの企業が公式に発表している規格や仕様を守る。
- HTML コーディングにおいて、不要な記述は避ける。
 - ※ unnecessary 記述があると、ブラウザによってはきれいに表示されない場合があります。
- 情報デザイン（情報の整理やページ構成など）への配慮
 - ウェブサイトを提供するすべての情報は、その情報の整理を行い、サイトの構成・ページレイアウト・コンテンツの表現方法などについて、利用者の立場に立って検討しましょう。
- アクセシビリティとユーザビリティへの配慮
 - アクセシビリティは「使えるかどうか」、ユーザビリティは、「使いやすさ（学習しやすさ、操作の効率性など）」の問題を中心として扱います。両者を明確に区分

できない場合も多く、アクセシビリティに取り組むことは、ユーザビリティの向上にもつながります。そのため、どちらか一方だけを考えるのではなく、両方について考慮することが効果的です。

- セキュリティ、プライバシーへの配慮

システムを構築するプログラムが攻撃を受けると、ほかのプログラムにも影響するなど、多大な被害を受けます。プログラムを開発する際には、セキュリティを意識した制作を行うとともに、運営を行う際のパスワードなどの管理も重要です。

ウェブサイトに掲載している情報は、公開している間は生きた情報となります。期限が過ぎている情報を掲載することは、利用者にとって不快感や不利益を与えることになり、場合によっては、損害賠償請求や著作権侵害などの損害賠償を求められるなど、県にとって不利な状況になる可能性があります。

また、個人情報の取り扱いについては、特に注意する必要がありますので、関係法令を遵守するとともに、プライバシーポリシーを制定して、運営時には厳格に守るなど、企画・制作・運営時において、それぞれの取組を行ってください。

(8) 企画・制作上の注意点

- 企画するときからアクセシビリティ・ユーザビリティに配慮する

ウェブサイトを制作する場合は、ターゲットとなる利用者やアクセシビリティ・ユーザビリティへの配慮について定めてください。

- 業務委託を行う場合

業務委託を行う場合、仕様書に使用するガイドラインについて記述し、業者に周知してください。また、納品されたウェブページやシステムに対して、必ずページ検証を行ってから公開してください。

- ・ 公開前に主なブラウザからの閲覧を検証する

- 【パソコン版】

- Microsoft Internet Explorer (必須)

- Google Chrome

- Opera

- Firefox

- Safari

- 【スマートフォン版】

- iPhone、iPad 系 Safari

- Android 系 Chrome

(9) 個別遵守事項に関する注意点

個別遵守事項については、ウェブページ制作時に注意すべき具体的な項目が用意されています。利用する項目についてよく理解し、利用してください。

2. 個別遵守事項

(1) コンテンツの制作について

- 1) 横スクロールが発生しないよう、ページ幅を配慮する。

関連 JIS 項目：【該当なし】

ページを表示した際、小さな画面で表示しても横スクロールが発生しないよう、表示エリアに合わせてページ幅が変わるなどの配慮を施すようにする。

- 2) ページの長さについて、利用者の負担とならないよう配慮する。

関連 JIS 項目：【該当なし】

ページの長さが著しく長くなると、スクロール作業が煩雑になったり、情報量が多くなることで目的の情報が探しにくくなるため、ページを複数に分けることを原則とする。

ただし、ページを分けることが誤解につながるおそれがあるなどの場合には、コンテンツの状況に応じて、以下の方法をとる。

- ・ 適宜見出しをつける。
- ・ ページの先頭に概要やもくじを掲載する。
- ・ ページ内ジャンプを活用する。

- 3) フォルダ名、ファイル名は半角英数字を用い、簡潔に表現する。

関連 JIS 項目：【該当なし】

フォルダ名やファイル名にひらがな、カタカナ、漢字、全角の英数字を用いると、正しく処理できなかつたり、アドレスとして扱われる際に別の形式に置き換わったりすることで問題が発生するため、半角英数字を用いる。また、その際、数字の羅列や意味のない文字列ではなく、内容を想起しやすい名前にすることが望ましい。

- 4) ファイルサイズを小さくする。

関連 JIS 項目：【該当なし】

画像などのファイルサイズが大きいと、閲覧時の読み込みに時間がかかり、利用者のストレスになるとともに、必要な情報を取得できない恐れがある。

ウェブページはファイルサイズを増加させてしまうような不要な装飾を避け、写真はサムネイルを置くなど、ファイルサイズが少なくなるよう心がける。

大きな写真を掲載する必要がある場合には、はじめに小さな写真を表示させ、別ページに大きな写真を掲載するなど配慮する。

- 5) 適切なページタイトルを設定する。

関連 JIS 項目：【2.4.2】

ページの内容を予測できるページタイトルをつける。また、ほかのページのペ

ージタイトルと重複しないように注意する。

ページの内容を表すタイトルの先頭には「奈良県ー」と記載し、20文字を目安に簡潔に表現する。

- 6) 文書には見出しの種類、箇条書きを適切に使い分ける。

関連 JIS 項目：【1.3.1、2.4.6、2.4.10】

ページ作成にあたっては、文書の構造を意識し、ページ内に配置する情報それぞれに対して、見出しや段落、リストなどの構造化要素を適切に指定する。

箇条書きは「記号付きリスト」「番号付きリスト」で表現し、テキストで「○」「▼」「・」などを行頭へ配置することによって箇条書きを表現しない。

(2) ウェブサイト内の移動について

- 1) リンクは相互の間隔を十分に取り、大きな面積を確保する。

関連 JIS 項目：【該当なし】

リンク同士が接近していると、複数のリンクが一つに見えてしまったり、意図しない方のリンクが反応してしまったりと、誤認・誤操作の原因となるため、リンクとリンクは十分な間隔を確保し、一つのリンクエリアは十分な面積を確保する。

- 2) リンクは識別と選択のしやすさに配慮する。

関連 JIS 項目：【2.4.4、2.4.9】

リンクテキストは、リンクしていないテキストと識別しやすくする。

リンク画像は小さくしすぎないように設定し、クリックできる画像であることを認識しやすい見映えにする。

リンクテキスト及びリンク画像は、リンク部分にマウスカーソルを乗せた時や、キーボード操作によってリンクにフォーカス（選択可能領域）を合わせた時に、色が変わるなどの変化をつけることにより、リンク可能な箇所であることを明示する。

- 3) リンクの表現は、リンク先を予測できる内容にする。

関連 JIS 項目：【1.1.1、2.4.4、2.4.9】

リンクテキストは、その部分だけを読んでリンク先が予測できる内容にする。

原則として、リンク先のページタイトルを利用することとし、長すぎる場合には要約を記載する。「こちら」などの表現は使用しない。

リンク画像を用いる場合は、適切な代替テキストを設定する。

- 4) HTML 以外のファイルにリンクを設定する場合は、分かりやすさに配慮する。

関連 JIS 項目：【1.1.1、2.4.4、2.4.9】

PDF など HTML 以外のファイルへリンクを設定する場合は、リンクテキストにファイル形式とファイルサイズを明記する。

- 5) リンクは原則として別ウィンドウを開く設定にしない。

関連 JIS 項目：【2.2.2、2.2.4、3.2.1、3.2.2、3.2.5】

リンクは同一のウィンドウ内で遷移するように設定する。新しいウィンドウを開かせることはしない。

広告ウィンドウの自動表示など、利用者の意図しないポップアップウィンドウは使用しない。

- 6) 複数の経路でページに到達できるようにする。

関連 JIS 項目：【2.4.5】

利用者によって、その情報への到達経路のイメージが異なるため、経路が一つしかない、その経路をイメージできない利用者は情報にたどり着くことができない。よって、カテゴリや担当課など、一つの情報掲載ページに対して複数の経路を設ける。

(3) 情報の内容について

- 1) 規格及び仕様等に準拠する。

関連 JIS 項目：【3.1.1、3.1.2、4.1.1】

奈良県ウェブサイトは、原則として以下の技術で作成、更新を行なう。

- ・ HTML…XHTML 1.1
- ・ スタイルシート…CSS2.0

新たにウェブサイトを構築する場合には、HTML やスタイルシートといった使用する技術について、どのバージョンや DTD（文書型定義）で作成するかを事前に検討し、決定する。

言語コードと文字コードを指定する必要がある場合は、html 要素の lang 属性または xml:lang 属性に、使用している言語を記述する。文字コードは UTF-8 で作成するものとし、head 要素の meta 要素内に、UTF-8 と記述する。

- 2) 新着情報は、適切に管理する。

関連 JIS 項目：【該当なし】

新着情報などの時系列の情報は、掲載件数が多いと見つけにくく、掲載情報が古いと情報やサイトに対する信頼が損なわれてしまう。逆に、掲載期間が短すぎると、利用者の目に触れにくくなってしまうため、新着情報は、掲載時期、掲載期間、掲載件数等を適切に管理する。

また、新規掲載と更新の別を示す、緊急性の有無によって表現を変える、文章表現を統一するなどの工夫をする。

- 3) 掲載期間の過ぎた情報は掲載しない。

関連 JIS 項目：【該当なし】

掲載期間の過ぎた情報が掲載されていると、その情報を閲覧した人が現在有効な情報と誤認してしまい、誤った情報取得につながる恐れがあるため、掲載開始時期と同様、掲載終了時期についてもチェックをする。

毎年同時期に掲載される情報は、新旧を混同しやすいので特に注意する。

掲載期間の過ぎた情報ページ及び、ページに付随する図表等は、ファイルそのものをサーバから削除する。

- 4) 分かりやすい文章で表現する。

関連 JIS 項目：【3.1.5】

文章が分かりにくかったり、主語・述語の関係が明確でなかったりすると、誤解が生じたり、理解が不十分になってしまったりする可能性があるため、分かりやすい文章で表現する。

必要に応じて、子ども向けページや図、イラストなど、対象者の理解力・読解力に合わせた別のコンテンツを用意する。

- 5) 読みの難しい言葉は、読み方を明示する。

関連 JIS 項目：【3.1.6】

人名や地名などで、漢字の読み方が難しい場合、一般的な読みと異なる場合、複数の読み方ができる場合などには、単語の後ろにカッコ書きで読み方を明示する。

- 6) カタカナ文字、外国語、専門用語、省略語、流行語を多用しない。

関連 JIS 項目：【3.1.3、3.1.4】

用語や表記が一般的ではないことによって、誤解が生じる、理解が不十分になるなどの問題があるため、カタカナ文字、外国語、専門用語、省略語、流行語を多用しない。一般的な用語、わかりやすい表現に置き換えられるかを検討し、各ページにおいて理解が難しいと考えられる言葉が初めて出てくる箇所では、用語の正式名称や意味をカッコ書きで併記する。

用いようとする用語に一般性があり、その表現が有益であると認められる場合には、置き換えをしない。

なお、入札情報のページなど、そのページの利用者が限定的であり、かつ使用する用語について一定以上の知識を持っていると想定される場合は、この限りではない。

- 7) 文字の色はウェブセーフカラーを用いる。

関連 JIS 項目：【該当なし】

ウェブセーフカラー以外の色を用いると、閲覧環境の違いによって色が変わってしまう可能性があるため、文字色はウェブセーフカラー（216色）の中から選択し、それ以外の色は極力使用しない。ページ制作時には、複数の閲覧環境で、表示色に大きなずれがないかを確認する。

- 8) 文字の色と背景の色には、十分なコントラストを確保する。

関連 JIS 項目：【1.4.3、1.4.6】

ページ内のテキストや画像などにおいては、文字の色と背景の色の組合せやコントラスト（明暗の差）に十分配慮し、コントラスト比 4.5:1 以上を確保する。文字の入った画像などを作成したり、外部業者へページ制作を依頼する際は、文字の色と背景の色の組合せやコントラスト（明暗の差）に十分配慮する。色の組合せやコントラストに問題がないか、目視と CMS 機能で確認を行う。

- 9) 文字サイズ、フォント、行間は指定しない。

関連 JIS 項目：【1.4.4】

文字サイズ、フォント、行間は原則指定しない。指定する場合は、pt、px などの絶対数による指定を行わず、em や%などの相対的な単位で指定し、利用者が変更できるようにする。

- 10) 色のみ依存した情報提供はしない。

関連 JIS 項目：【1.4.1】

色の識別が難しい利用者や、モノクロディスプレイのような色を表示できない環境では、色だけに依存した表現を用いると、情報の違いを識別できない可能性がある。また、音声読み上げソフトでは、色による区別を音声で表現しないため、情報の識別や指示は、色だけに依存した表現を用いず、テキストなどの情報を合わせて提供する。

- 11) 形または位置のみに依存した情報提供はしない。

関連 JIS 項目：【1.3.3】

画像には適切な代替テキストを用意し、画像の形を認識できない場合でも、内容を適切に理解できるようにする。

○×△などの記号だけで情報の内容を伝えることは避ける。どうしても必要な場合は、画像化して配置し適切な代替テキストを用意する。

位置の違いで情報の違いを表したり、操作を指示したりしない。

- 12) 日付、時刻、通貨単位は、漢字表記を基本とする。

関連 JIS 項目：【該当なし】

日付や時刻を表すのに、記号を用いると、音声読み上げソフトで正しく読み上げない、文化・習慣の違いにより解釈が異なるなどの問題があるため、日付や時刻を表す場合には「H」「:」「/」「-」「AM」「(月)」などではなく「平成」「月」「日」「時」「午前」「(月曜日)」などを用いる。

【正しい表記の例】

日付：2017 年（平成 29 年）7 月 30 日（日曜日）

時刻：午前 11 時 40 分

通貨：1,750 円

13) 機種依存文字は使用しない。

関連 JIS 項目：【3.1.6】

機種依存文字や半角カタカナ、全角数字、全角アルファベットをページ上に用いると、閲覧環境の OS や文字コードの違いによって、意図する文字と違う文字が表示されたり、表示されなくなったりするなどの問題があるため、機種依存文字及び半角カタカナ、全角数字、全角アルファベットは使用しない。

固有名詞に含まれていて置き換えができない場合は、「高（はしごだか）」のように漢字の説明を括弧で記載するなど配慮する。

【使用してはいけない文字の例】

①、②、Ⅲ、ℓ、株、鞆、km、ル、高 など

14) 単語の途中にスペースや改行を入れない。

関連 JIS 項目：【1.3.1】

単語の途中にスペースや改行が入っていると、音声読み上げソフトで誤った読み上げ結果になったり、自動翻訳で誤った翻訳結果になったりするため、体裁を整えることなどを目的に、単語内の文字と文字との間に全角スペース、半角スペース、改行を入れない。

15) 画像、リンク画像には適切な代替テキストを用意する。

関連 JIS 項目：【1.1.1、2.4.4】

画像を使用する際は、代替テキストに画像で表現している内容を簡潔に表す言葉を入れる。

グラフ、地図、模式図など複雑な内容を示している画像の場合は、画像近くに内容を漏れなく説明する文章や表を掲載する。

【掲載の例】

- ・ グラフ：グラフと同じ内容を表にして併載するか、グラフの内容を簡潔に表す文章を掲載する。
- ・ 地図：目的地の住所や、目的地までの行き方などを文章で掲載する。
- ・ 模式図など：図の表す内容を文章で掲載する。

16) 画像化された文字はできる限り使用しない。

関連 JIS 項目：【1.3.1、1.4.4、1.4.5、1.4.9】

文字を画像化すると、音声読み上げソフトに対応しないなどの問題があるため、必要不可欠な場合を除いて文字情報は画像化せず、テキストを用いて情報を提供する。文字情報を画像化して提供する場合、適切な代替テキストを設定する。

17) データを表すための表組みは分かりやすく構成し、レイアウトのために表組みを使用しない。

関連 JIS 項目：【1.3.1、1.3.2、2.4.3】

セルが結合された複雑な表は、表を分割することで単純な構成にできないか検討する。また、分かりやすい表題を設定し、読み上げ順を考慮して内容が把握しやすい構成とする。

表のセルの大きさを変えたり、分割や結合を行ったりすることで、レイアウトを整えることができるが、音声読み上げソフトの読み上げ順に乱れが生じ、情報が正しく伝わらない可能性があるため、レイアウトを整える目的で使用しない。

レイアウト目的で使用する場合には、読み上げ順序に問題が出ないように、表の組み方を工夫する。

18) 変化する画像、移動及び点滅するテキストは極力使用しない。

関連 JIS 項目：【2.2.2、2.3.1、2.3.2】

移動及び点滅する情報は、利用者によっては認識できないことがある。

移動及び点滅の多用は、利用者のコンテンツへの集中力を奪うことになり、早い点滅は、発作の原因にもなるため、映像素材以外は、写真を変化させたり、移動及び点滅させたりするテキストを極力使用しない。

点滅を必要とする場合は、1 秒間に 3 回以下とする。また、点滅を停止させる機能を設ける。

19) 利用者からの問い合わせ方法を記述する。

関連 JIS 項目：【該当なし】

各ページには、情報発信部署（課）、情報発信部署の所在地、情報発信部署の電話番号・FAX 番号など、問い合わせに必要な情報をもれなく記載する。

電話だけでは聴覚障害者の問い合わせに支障があるなど、障害や身体特性、経験等によって問い合わせをしやすい手段は利用者ごとに異なるので、必ず複数の手段を示しておく。

(4) 掲載するファイル等について

- 1) Flash は原則として使用しない。

関連 JIS 項目【1.1.1、1.2.1】

グローバルナビゲーションなどの主たる操作部分には Flash を使用しない。

Flash コンテンツの中で、イベントの日時や相談窓口の電話番号などの重要な情報を伝える場合には、同等の内容をテキストでも提供する。

Flash コンテンツには適切なムービータイトルをつけ、コンテンツ自体のアクセシビリティをできる限り確保する。

- 2) ダウンロードデータのみによる情報提供は行なわない。

関連 JIS 項目【該当なし】

特定のプラグインによる情報は、そのプラグインを入手できなければ閲覧することができないため、情報提供は原則、HTML ページの閲覧によって行い、Word 文書、Excel 文書などのダウンロードデータは、詳細なデータ提供、補足説明、様式、印刷用などのサービス提供用とし、ダウンロードデータのみでの情報提供は行なわない。

- 3) PDF は極力使用せず、使用する場合は作成方法、提供方法に配慮する。

関連 JIS 項目：【1.1.1】

情報提供は HTML ページで行うことを基本とする。PDF 形式での情報提供は、次の場合に限る。

- ・ 申請書の様式など、利用者にレイアウトどおりに印刷し使用してもらう必要がある場合。
- ・ 報告書など多数のページで構成される情報を、一つまたは複数のファイルにまとめて収録し提供する必要がある場合。

PDF 形式で情報を提供する場合は、次のとおりとする。

- ・ PDF を利用できない場合でも内容を把握できるよう、PDF で提供している情報の内容をテキストで掲載する。対応が難しい場合は、提供している内容に関する問い合わせ先を明記する。
- ・ Acrobat などの作成ツールは最新版を用いる。標準の設定で「有効」になっているアクセシビリティ配慮に関する設定を、「無効」に変更しない。
- ・ PDF のファイル容量が大きい文書は、複数に分割したファイルを併せて提供する。

- 4) 音声および映像で情報を提供する場合は、代替情報および伝える情報の内容をテキストや手話等で用意する。

関連 JIS 項目：【1.1.1、1.2.1、1.2.2、1.2.3、1.2.4、1.2.5、1.2.6、1.2.8、1.2.9】

音声および映像で情報を提供する場合は、代替情報および伝える情報の内容をテキストや手話版、音声解説などで掲載する。

テキストの準備が難しい場合は、提供内容に関する問い合わせ先を明記する。

- 5) 音声および映像で情報を提供する場合は、利用者がコントロールできるようにする。

関連 JIS 項目：【1.4.2、2.2.2】

利用者の利用する環境はさまざまで、利用者の意思に基づいて操作できなければ、不意な動作を起こした場合、ページを消すしか方法がなく、今後利用されなくなる場合があるため、音や映像の再生・一時停止やボリューム調整は、利用者が調整できる仕組みを提供し、自動再生の設定を行わない。

(5) 入力や操作について

- 1) キーボードだけですべての操作が行えるようにする。

関連 JIS 項目：【2.1.1、2.1.2、3.2.1、3.2.2】

すべての操作をキーボードで行えるようにする。

新規にウェブサイトを作成する場合は、キーボードの TAB キーと Enter キーを使って、ウェブサイト内のリンクを利用できること、入力フォームなどを利用できることを確認する。

- 2) 入力フォームは分かりやすく作成する。

関連 JIS 項目：【1.1.1、1.3.1、2.4.6、3.3.2、4.1.2】

入力フォームを用いたページを作成する際には、以下の内容に配慮する。

- ・ 項目名（ラベル）と入力欄との対応関係を指定する。
- ・ 入力項目に制約事項（全角／半角、ハイフンの有無など）を設ける場合は、テキストで説明を記載する。

- 3) JavaScript を使用する場合は、様々な利用者に配慮する。

関連 JIS 項目：【該当なし】

JavaScript を用いたページの作成を業者へ依頼する際は次の内容を指示する。

- ・ メニューなど情報やサービスを利用するために必要不可欠な操作部分に JavaScript を使用する場合は、JavaScript が機能しない場合でも情報の選択や移動ができるようにする。必要な場合は代替手段を用意する。
- ・ イベントハンドラを用いる際には、マウスで操作した場合もキーボードで操作した場合も同じ効果が得られるよう、マウスに関する指定とキーボードに関する指定を併せて行う。

Copyright (C) 2017 Nara Prefectural Government. All Rights Reserved.

本書内容の複製・転載・目的外利用を禁じます。